

# 『伊勢物語』の作者は紀貫之なるべし

菘谷 朴

『土佐日記』の作者貫之が、作品の主題を効果あらしめる為、文中に紹介した史上著名の人物は、阿倍仲麻呂と在原業平との二人であった。先ず前者に就いては、承平五年一月廿日条に、次の文章が見える。

昔、阿倍仲麻呂といひける人は、馬の餞し別れ惜しみて、かしの唐詩作りなどしける。飽かずやありけむ、廿日の夜の月出づるまでぞありける。その月は海よりぞ出でける。これを見てぞ仲麻呂の主、「我国に、かかる歌をなむ、神代より神も詠んたび、今は上中下の人も、かうやうに別れ惜しみ、慶びもあり悲しびもある時には、詠む」とて、詠めりける歌、

青海原振り避け見れば春日なる御蓋の山に出でし月かも  
とぞ詠めりける。彼の国人聞き知るまじく思ほえたれども、言の意を、男文字にさまを書き出だして、ここの言葉伝へたる人に、言ひ知らせければ、意をや聞き得たりけむ、いと思ひの外になむ賞でける。唐土とこの国とは、言異なるものなれど、月の光は同じ事なるべければ、人の心も同じことにやあらむ。

養老元年七二に渡唐し、玄宗皇帝に仕えて、從三品秘書監

衛尉卿に任ぜられた唐名朝衡の仲麻呂が、天平勝宝五年三五に、遣唐大使藤原清河に同行帰朝しようとして、蘇州府の外港黄泗津から乗船し、唐土の友人達が催した送別の宴に、揚子江上の水平線に昇った十五夜の満月に寄せた名歌がこれであるが、言語を異にする唐人も、満月に觸発される感動は共有したという史実を、貫之は、『土佐日記』表層の第一主題たる「面白くて為になる初心者向けの歌論」に即して、「芸術に国境無し」ともいうべき高邁な即境写生の歌論を展開するよすがとしたのであった。貫之は、この歌を『古今集』にも採録しているが、史実としての仲麻呂の乗船は、沖繩本島から奄美へ向かう途中漂流して、遠く安南に到り、後、長安に帰って再び唐朝に仕え、代宗の大暦五年（我国の宝龜元年七五）正月、七三歳にして彼の地に没したのであるから、仲麻呂とは別の船に便乗して来朝した鑑真和上の弟子の執筆に就る。『唐大和上東征伝』を看る事のなかったであろう貫之は、

『古今集』卷九四〇に掲載した右の歌の第一句には、「天の原」と原型を残したものの、その左註には、

この歌は、昔、仲麻呂を唐土に物習はしに遣はしたりけるに、あまたの年を経て得帰りまうで来ざりけるを、此の国よりまた使罷り到れりけるに類ひて、まうで来なむとて出で立ちけるに、明州といふ所の海辺にて、彼の国の人、馬の餞しけるに夜になりて、月のいと面白くさし出でたりけるを見て、詠めりけるとなむ、語り伝ふる。

と記したように、揚子江南岸の黄泗津を、東シナ海に面する杭州湾の明州（寧波）と誤っていることはともかくとして、仲麻呂史実の十一月十五夜午後四時頃の月出を、『土佐日記』現在の正月廿日午後十時過ぎの月出に引き寄せたところに、『土佐日記』の歌論書的主題に忠実な作者貫之の意図が明らかに看取されると共に、第一句「天の原」を「青海原」と改めた点は、日記の当初読者として予定されている年少初心者の理解に便を計ったものと云えよう。この仲麻呂の一首には、それだけ、即境的写生歌論の教材として大きな価値を認めただけであるが、今一人の在原業平に対する貫之の思い入れには、一層切実なものがあつた。

かくて船曳きつつ上るに、渚の院といふ所を見つつ行く。その院、昔を思ひやりて見れば、面白かりける所なり。しりへなる岡には、松の木どもあり。中の庭には、梅の花咲けり。ここに人人の曰く、

「これ、昔、名高く聞こえたる所なり」

「故惟喬の親王の御供に、故在原の業平の中将の、『世の中に絶えて桜の咲かざらば春の心はのどけからまし』といふ歌詠める所なりけり」

今、今日在る人、所に似たる歌詠めり。

千代経たる松にはあれど古への声の寒さは渝らざりけり

また、ある人の詠める、

君恋ひて世を経る宿の梅の花昔の香にぞ猶匂ひける

といひつつぞ、都の近づくを喜びつつ上る。（承平五年二月九日条）

この文章に到っては、『土佐日記』全般の年少初心の読者の為に綴った親しみ易い文章とは打って變つて、「七十而從心所欲、不踰矩」という『論語』為政第二の文字そのままの、眞面目人間貫之の眞摯極まりない心情が、余す所なく表明されていると言えよう。

「故惟喬の親王」「故在原の業平の中将」という第一公式の呼稱を用いる一方では、業平の歌の第三句「なかりせば」を「咲かざらば」に改めて、年少読者の理解を容易にさせようとする心遣いを忘れてはいないが、最も心酔景仰する故人業平と既に幽明境を異にしていながら、恰も現に業平と直対しているかの如く、「今、今日在る人」と、自らを名乗り出る眞剣な姿勢に、余す所なく眞情を表白している上に、『論語』子罕第九の「歳寒然後、知松柏之後彫」の文言をそのまま和訳したかの如き嚴肅な「千代経たる」の一首と、『古今集』第一四に撰入した自らの代表作「人はいさ心も知

らず古里は花ぞ昔の香に匂ひける」に見出だされる貫之畢生の人生観たる人間不信をさえ払拭して、現世肯定の姿勢に改めた「君恋ひて」の一首とを併せ考える時、貫之幼少の頃から、紀氏が一族を挙げて、その存在と言行とに誇りを抱いていた熱血漢在原業平に対する尊敬追慕の念が、凝縮表明されているのだと言えよう。

この『土佐日記』承平五年二月九日条に紹介されている淀川東岸渚の院通過の際に想い起こされた惟喬・業平の故事は、既に『伊勢物語』八十二段に詳細に紹介されていた所である。

昔、惟喬の親王と申す親王おはしましけり。山崎のあなたに水無瀬といふ所に宮ありけり。年毎の桜の花盛りには、その宮へなむおはしましける。その時、右の馬頭なりける人を、常に率ておはしましけり。時世経て久しくなりにければ、その人の名忘れにけり。狩はねむごろにもせで、酒を飲みつつ、和歌にかかれりけり。いま狩する交野の渚の家、その院の桜殊に面白し。その木の下に下りて、枝を折りて挿頭にさして、上中下みな歌詠みけり。馬頭なりける人の詠める。

世の中に絶えて桜のなかりせば春の心はのどけからまし  
となむ、詠みたりける。又人の歌、

散ればこそいとど桜はめでたけれ憂き世になにか久しかるべきとて、その木の下は立ちて帰るに、日暮れになりぬ。御供なる人、酒を持たせて野より出で来たり。この酒を飲みてむとて、よき所を求め行くに、天の川といふ所に到りぬ。親王に馬頭、大御酒参る。親王の宣ひける、「交野を狩りて、天の川の辺りに到るを題にて、歌詠みて盃はさせ」と宣うければ、かの馬頭

詠みて奉りける。

狩り暮らし柵機つめに宿借らむ天の川原に我は来にけり

親王、歌を返すべく誦じ給うて、返し得し給はず。紀の有常御供に仕うまつれり。それが返し、

一年に一度来ます君待てば宿貸す人もあらじとぞ思ふ

帰りて宮に入らせ給ひぬ。夜更くるまで酒飲み物語りして、主の親王、酔ひて入り給ひなむとす。十一月の月も隠れなむとすれば、かの馬頭の詠める、

飽かなくにまだきも月の隠るるか山の端逃げて入れずもあら  
なむ

親王に代り奉りて、紀の有常、

おしなべて峯も平らになりなむ山の端なくば月も入らじを

『土佐日記』前掲の文章は、この『伊勢物語』八十二段の前半の本文に相当するが、『土佐日記』には、それより一か月以上夙く、承平五年一月八日条に、『伊勢物語』八十二段の後半に見える水無瀬離宮における惟喬親王の就寝を引き留める業平の歌を利用して、しかもその歌を、貫之帰京の旅現在土佐大湊海岸の実景に引き寄せ、

八日、障る事ありて、猶、同じ所なり。今夜、月は海にぞ入る。

これを見て、業平の君の「山の端逃げて入れずもあらなむ」といふ歌なむ思ほゆる。もし、海辺にて詠まましかば、「波立ち障へて入れずもあらなむ」とも、詠みてましや。今、この歌を思ひ出でて、ある人の詠めりける。

照る月の流るる見れば天の川出づる湊は海にざりける  
とや。

としているのは、貫之が『土佐日記』創作の表層的主題とする「面白くて為になる歌論書」の教程に従って、客観的な即境写生の理論を生かす為には、水無瀬離宮から見た「山の端逃げて」の句を、大湊海岸ではありえない水平線上の月入を仮構してまで「浪立ち障へて」に改めたことは言うまでもなく、その歌の中にも、当面の大湊とは無縁の淀川東岸の地名「天の川」を詠み込む程に、『伊勢物語』重視の姿勢を崩してはいないのである。

勿論、『伊勢物語』においては、惟喬親王一行の行動に従って、淀川沿岸の地名を、水無瀬↓交野・渚の院↓天の川↓水無瀬と、南下・北上の順に記述していたのを、『土佐日記』においては、一月八日の大湊と二月九日の渚の院とに、遠く離して配置しているので、『伊勢物語』の叙述とは逆行しているが、勿論、貫之の脳裏には、『伊勢物語』の本文が明確に記憶されているのであるから、その引用は順逆極めて自在なものであったに違いない。然し、今茲で問題にせねばならないのは、両者の間に見られる絶対的な相違である。

即ちそれは、貫之にとって、祖父本道の従弟であり、幼少時には、一家一門の長老として、万事に指導を蒙った恩人である上に、『伊勢物語』説話の主人公業平を女婿としている重要人物の紀有常、しかも惟喬親王の母静子の兄という重要なこの上ない人物の存在が、『土佐日記』においては、全く消去されている事である。『伊勢物語』八十二段に描かれた惟喬・

業平・有常三人の故事を憶い起こして、歴史の厳肅さに自ら襟を正している貫之が、その三人の中でも自分にとって、最も身近かであり、重要な有常の存在を失念するという事は絶対により得ない。寧ろ、意識的に敢えてした除去であったわけである

つまりそれは、『土佐日記』という作品が、単に、土佐国府を出発して、京の自宅へ帰る旅路の紀行文でもなければ、『面白くて為になる歌論書』として、和歌入門の年少読者に宛てた教科書でもなく、実は、土佐守離任以後の職俸ゼロに帰した一家眷族の生活を補償すべく、工夫を凝らした官職申請の申し文というのが、その深層且つ最重要の主題となっていたという、特殊な事情があったからである。

貫之にとって陰に陽に官途における庇護者となっていた、勧修寺藤家の定国・定方兄弟や堤中納言兼輔・醍醐天皇のすべてが、土佐在国中にこの世を去ってしまった現在、官職志望の貫之が援助を乞わねばならないのは、平素賀の歌の詠進を依頼されていた俗的な縁故を頼っての、太政大臣藤原忠平・大納言実頼・権中納言師輔ら父子三人の摂関家藤原氏の権力者であった。しかもそれが、曾て、文徳天皇の御意向を体して、惟喬親王を擁し、太政大臣藤原良房の娘明子の腹なる皇太子惟仁親王と皇位継承権を争ったことのある摂関家直系の一家とあっては、仮令、それが貫之にとって如何に懐かしい人物であろうとも、有常の名を当面の申し文たる『土佐日記』

に明記することは絶対に避けねばならなかったのである。しかし、有常の名は消去しても、惟喬・業平の名が出ては、忠平父子の感情を逆撫でする事は避け難い。それでも猶『伊勢物語』八十二段の故事は、眞心を籠めて取り上げずにはいられない貫之であったし、その業平に対する已むに已まれぬ敬慕の念という物が、『伊勢物語』作者貫之説への導線となるのである。

茲で今一つ、甚だ些末な徴証ではあるが、『土佐日記』承平五年十二月廿二日・同廿四日・六年一月廿日の各条において、作者貫之が常套語として、身分階級上中下の全てを指し、一座の者余の意に用いている「上中下」という人稱名詞が、『伊勢物語』八十二段にも、同様に用いられていた事を見過ごしてはならないという事である。つまりこれが、両者に共通する作者貫之の筆癖であったということも、ささやかながら確実に旁証の一つと考えられるからである。

扱、いよいよ本論に移るが、それには先ず、『伊勢物語』が成立したであろう、宇多・醍醐兩朝の政界の情勢を認識する必要がある。それは、我々が研究の対象とする平安朝の古典の作者が、殆どすべて、功利的な生活意識の、最も濃厚であり鋭敏であった公家貴族階級の官僚か、もしくははその家族であったという社会的条件を忘れてはならないからである。従って、九世紀末・十世紀初頭の作品たる『伊勢物語』や『土佐日記』を論ずる者は、遠く八世紀末桓武朝の政治史に

溯って、その背景を掘り起こさねばならぬという事である。

そもそも、我国の為政権者にして、桓武天皇程、決断力・実行力にすぐれ、政治改革に大きな成果を挙げた人物を、他に見出だす事は出来ないし、以後、明治維新に到るまで、苟くも天皇の地位にあって、何らか積極的な政治改革を志した程の人物ならば、その改革宣言の詔勅には、必ず「桓武天皇が仰せられた如く」という文言を枕詞として、自らの所信を表明するのを常としたものであった。

恐らく桓武天皇が、百濟の王女の血を引いて生れられた事に、日本人離れした合理性と実行力とを持ち合わせられた理由があるかと納得するのであるが、その父光仁天皇がまた、贈太政大臣紀諸人の女椽子を母とし、神護景雲四年<sup>七七</sup>、六二歳の老境にあって立太子・即位されたという、奈良時代における仏教徒政治介入の弊害を、長年観察した上での執政であったし、その批判性の上に立って、天応元年<sup>七八</sup>、位を桓武天皇に譲られたという、光仁・桓武二代続いての、政治改革の意欲継承という点でも、貫之少壮の頃の、光孝・宇多二代に継承された、撰閣政治覆滅の意志継承と共通した環境条件にあった事を看過してはならない。

扱、桓武天皇の三大政治改革を要約すると、左の如き内容であった。

(一)肇国知らず皇命はつくにし すめらみこと 即ち崇神天皇が四道將軍を派遣して、初めて日本を統一国家として形成して以後も、国都を置いた

大和地方に盤踞して、土地と領民とを占有し、政官財界を壟斷し続ける大伴・物部・蘇我その他の氏族の私的干渉を断ち切るべく、長岡・平安と二度に亘って断行された遷都の大事業。

(二)僧玄昉・弓削道鏡を始めとする南都六宗の仏教徒による政治介入の弊害を断ち切るべく、空海・最澄二人の青年僧を唐土に派遣し、眞言・天台二宗の新興密教を招来して、仏教界の腐敗勢力を閉塞し、将来に亘って政教癒着の弊害を予防すべく、新都平安の京中には、対外的な体裁を保つ為の東寺・西寺以外には、寺院の建設を認めず、眞言宗は高野に、天台宗は比叡に、それぞれ山嶽密教としての分を守らせた英断。

(三)政権の氏族による寡占を予防すべく、大陸から輸入した科挙の制度の効率化の為に、式部省の経営する中央の大学寮と地方の国学との連繫を密にし、官吏養成の為に、明経・紀伝(文章)・明法その他、各道の高等教育機関を充実し、旬試・寮試・省試と厳格な試験制度を段階的に実施した結果、個人の才能に応じて、効率的に国政に参加せしめるという一往の理想が実現した事。

以上の三大改革を治世一代の間に遂行された桓武天皇の実行力というものは、日本が国家を形成した西紀前一世紀の崇神天皇から今日まで二千年の歴史に雙びないものであった。併し乍ら、桓武天皇の三大改革も、動物的嗅覚を働かせて、

政官財の癒着を我が利とする日本政界人のエゴイズムには抗し難く、何時しか瓦解の時を迎えざるを得なかった。先ず、仏教の政治介入は、十一世紀末、白河法皇の院政による朝権抑圧に始まったし、その結果、朝廷・院庁・撰関三者の抗争は、上下の階層を顛倒する新興武家勢力の伸長を招いて、十二世紀には、源頼朝の鎌倉開府によって、平安京の首都としての機能は失われたのであるが、省試による実力主義の官吏登庸の効果の喪失は最も早く、九世紀の後半、北家藤原氏の撰関政治による権力寡占によって、桓武天皇が確立された天皇親政の実は、早くも喪失したのである。つまり、大学寮に学ぶ自氏の子弟を援助すべく、各氏が競って設立した大学寮の別曹の中、常に政界の中枢に座を占めていた藤原氏の経営する勸学院が隆盛を極めたことは、「勸学院の雀蒙求を囀る」という児諺の発生によっても理解されるであろう。大学寮と勸学院と双方に教鞭を執る藤原氏の学者の存在が、試験制度に不正を生じた事や、同じく省試に合格しても、官吏初任の位階が、一族の権力者の存在によって、蔭位・蔭孫など不公平に差異をつけられた事が科挙の制度そのものの効果を減殺したからである。

扱、前置きはこの位に停めて、『伊勢物語』作者説の本論に進もう。

惟喬親王の父文徳天皇は、左大臣藤原冬嗣の女順子を母として天長四年<sup>八二</sup>生誕、嘉祥三年<sup>八五</sup>二四歳にして即位された

時、既に承和十一年<sup>四</sup>、正四位下紀名虎女静子の腹に生れた第一皇子惟喬を鍾愛して、これを立太子させようとの強い希望を抱いて居られたが、即位に先立つ三月に、右大臣藤原良房の女明子が惟仁親王を出産されたことに憚って、同年十一月廿五日まで延引しつつも、惟仁親王を立太子せざるを得なかった。それでも猶諦めかねた天皇は、天安二年<sup>八五</sup>自ら譲位するに先立って、暫く惟喬親王を皇位に即け、惟仁親王成人の暁を待って譲位させようという思い切った提案を試みられたが、皇太子傳右大臣源信らの反対に遭って果たさず、間もなく同年八月廿七日、失意の裡に崩御されたのであった。慥かに、惟喬親王の外戚が静子の兄正六位上三三歳の有常とあっては、政界の安定は望むべくもなく、文徳天皇の希望自体が論外であった事は言うまでもないが、言論自由・主権存民の日本の現状が、利を以って集まる多数派によって、壟断されている不公正と、一脈相通じるもののある憾みは禁じ得ない。

そもそも、当時の上流貴族社会にあっては、血統保全の為に、男子早婚・女子成熟の年齢倒錯を常とし、その上、夫人の外戚が政官界の有力者とあっては、弱輩の夫たる天皇の蒙る被圧迫感よりしても、夫婦仲の円満は期し難いのが常であったから、紫式部が『源氏物語』を創作して、一二歳元服早々の光る源氏とその第一夫人たる左大臣の娘一六歳の葵の上との気まずい夫婦仲を設定したのを讀んだ一条天皇がいみじく

も、「この作者は日本紀（国史）をよく読んでいると見える」（『紫式部日記』）と批評されたのは、文徳天皇の例に限らず、その批評眼の鋭さを肯定せざるを得ないところである。

前掲『伊勢物語』八十二段は、失意の惟喬親王を囲んでの、外伯父有常と外従兄業平との涙ぐましくも美しい友情の世界であったが、惟喬親王二九歳出家の貞観十四年<sup>二七</sup>は、貫之推定五歳の少年期であったし、次いで業平五六歳卒去の元慶四年<sup>八八</sup>は、貫之一三歳元服の頃であった。

ともあれ、文徳天皇失意の崩御を受けて、天安二年二月、惟仁親王九歳にして即位、外祖父太政大臣良房が摂政となつて、事実上の天皇親政の国体は終りを告げたが、更に貞観十八年<sup>八七</sup>清和天皇の譲位を受けて、翌年正月一〇歳の陽成天皇が即位された時、亡父良房に続いて貞観十四年から摂政となっていた右大臣基経が、元慶四年<sup>八八</sup>十一月八日に閔白となり、ここに北家藤原氏撰関政治の体制が定まったのである。それに先立つ半歳、五月廿八日にこの世を去った業平の無念は如何ばかりであったろうか。惟喬・惟仁両親王の皇位争いの顛末、文徳天皇の御遺志を享けて撰関藤原氏に抵抗していた業平の言動などを、有常から巨細に聴かされていた貫之の想いも測り知られるであろう。

ところが、その陽成天皇という方が、なかなか豪気闊達な人物であつたらしい。その生母は、閔白基経の実父権中納言長良の女高子であつたとは言いながら、その御乳母が源蔭の

妻紀全子であった事が、基経には気がかりとなったに違いない。

紀全子の父が誰であったかは不明であるが、桓武天皇における明日香皇子（母船守女若子）・仁明天皇における常康親王（母紀名虎女種子）・文徳天皇の惟喬親王（母紀名虎女静子）と、歴代の天皇で、紀氏の娘が儲けた親王を鍾愛する方の多かった事が、基経には気になる上に、当時の上流貴族社会においては、生母自身は、一日も早く排卵・懐妊の体調を回復する為に、自らの新生児には授乳せず、哺乳・養育の一切を乳母に委せ、乳母も亦、養い児の生涯に責任を負うというのが、一般の常識であったから、生来豪気な陽成天皇が、御乳母紀全子の感化によって、反撰関藤原氏の旗頭になられる危険性を予想したからであろうか。適々元慶七年十一月十日、一六歳の陽成天皇が血気の逸るのに委せて角技を娯しみ、乳兄弟の源益を清涼殿の殿上から投げ落して死に到らしめるという不祥事件を起こした時、基経はこれを奇貨居くべしとして、その退位を迫った結果、翌八年二月四日、陽成天皇は二条院に遷御、翌日光孝天皇が即位されることとなったのである。

光孝天皇は、仁明天皇の第三皇子時康親王で、文徳天皇の異母弟に当り、その生母は紀伊守藤原總継の女沢子であったから、基経の生母なる長良の妻の姉であったし、即位の元慶八年<sup>八八</sup>には、既に五六歳の老成者であったから、まさか過激な思想を抱く事はあるまいと基経は考えたのではあろうが、

それは大きな見込み違いであった。

光孝天皇は長年龍潜の間も、国費節約の為に多くの子女を悉く臣籍に降下して、源姓を名乗らせる程の豪直の人物であった上に、是忠・是貞・定省（宇多天皇）の三皇子の母であった班子女子（桓武天皇第十三子仲野親王女）は、平素から市の町へ自ら買い出しに出られるという、庶民的な感覚を身に付けた方であったから、話は変って来る。そうした生活環境を長年経験した光孝天皇が、基経推挽の功には、一應関白の職に任じる事によって報いはしたものの、北家藤原氏撰関独裁の政治形態に否定的でない筈はない。

果たせるかな光孝天皇は、在位僅か三年余、仁和三年<sup>七八</sup>八月廿五日、自ら不豫となるや、崩御に先立つ事僅かに一刻、班子女王腹の末子定省を親王に復籍し、翌日立太子して、十一月十七日即位と、電光石火に事を運んで、この世を去られたのである。関白太政大臣基経としても、全く思いもかけぬ突然の出来事であった。

これは、夙く拙著『平安朝歌合大成』第十卷、「史論総説書志篇」<sup>昭和四十四年二月廿五日刊</sup>の第一章第四節「歌合発生の近因」に詳述したことであるが、光孝天皇の三年半に過ぎない短い治世にも、朝賀・卯杖・青馬・踏歌・射礼・賭射・内宴・騎射競馬・相撲・重陽・大雛・孟夏・孟冬等年間十三度の節会行事の中、一〇〇%の実施率を満たしたものが十一度に及び、それ以前の文徳・清和・陽成三朝における実施率に倍する勵行が



目立っていた。つまり光孝天皇は、宮廷における朝儀を頻繁に開催する事によって、摂政関白と誰も、北面して天皇に奉侍し、天皇は南面して臣下に賜謁するという、君臣の格差を截然と明示する朝廷の風儀を確立されたのである。

その上、残存僅か十七首とは言いながら、我国現存最古の天皇歌集が、この光孝天皇の『仁和御集』である事や、僅か三年余の短い治世ではあったが、宮中で歌会を屢次催し、諸臣に詠歌を求められたことも、万葉時代に盛んであった宮廷の和歌を再興する事によって、天皇親政の実感を公家社会に喚起しようという、明確な意志を示されたものと思われる。

かくして、光孝天皇の御遺志を継いだ宇多天皇は、ともかく政界の安定の為に、一往太政大臣基経に、万機巨細関白の詔を賜わったし、基経も、三顧の礼を守ってこれを辞退する。天皇は直ちに碩学の参議右大弁橋広相に命じて勅答を作らしめて賜わったところ、その文中に「宜<sup>ツ</sup>阿衡ノ任ヲ以ツテ卿ノ任ト為スベシ」という文言があった。ところが、曾て基経の家司であった右少弁紀伝博士藤原佐世がこの詔書を見て、「阿衡は位高きも職掌無し」と讒言したので、基経は、既に無用の身ならばと直ちに辞表を提出し、政務渋滞する事半歳に及んだ。佐世としては、藤原氏の勸学院と橋氏の学館院との学閥争いがある上に、宇多天皇の信任厚い参議右大弁広相の下風に立つ事を屑しとしなかった故の誣告であったと思われる。天皇もこれには困って、阿衡の職責に就いて、諸

博士の答申を求められたが、みな基経に憚って佐世と大同少異の説を為し、広相は頻りに弁疏したが決せず、天皇も已むなく、仁和四年六月二日、阿衡の詔の叡旨に背く旨を加えて、重ねて関白の勅を賜り、広相の出仕を停め、基経の女温子を納れて女御と為し、漸く和解に達したのである。藤原氏は更に広相を処罰せむことを願ったが、讃岐守菅原道眞が遥々上京して書を基経に呈し、藤原氏の親故勲功を論じ、広相を罰する事の藤原氏に不利なる所以を説いて、漸く事態は収拾したのである。

この事件があつて、宇多天皇は一層摂関政治抑止の志を固められたし、寛平二年<sup>〇八九</sup>五月十六日に広相は卒したが、基経に諫言した硬骨漢道眞の存在を知った事は、何物にも換え難い収穫であつた。

寛平三年正月十三日基経が薨じると、その長子の参議時平が、二五歳の宇多天皇より弱年の二一歳に過ぎなかったから、再び関白を置く事なく、天皇親政の世が恢復したが、それ以来断行されたのが、四七歳の硬骨漢菅原道眞の拔擢重用であつた。寛永三年三月廿九日蔵人頭、同年四月十一日兼左中弁、四年正月七日從四位下、同年十二月五日兼左京大夫と来て、五年二月十六日には遂に参議に列し、更に左大弁・勸解由長官・春宮亮を兼ねるといふ八面六臂の活躍となつた。

そこで、宇多天皇の脳裏に浮かび上がった構想は、曾ての桓武天皇に倣って、摂関藤原氏以外の新進官僚を結集して渡

唐せしめ、大陸のより進んだ文物制度を輸入して、諸制改革を断行し、北家藤原氏勸学院閥の勢力を骨抜きにしようというものであったから、寛平六年八月廿一日、菅原道眞を大使、紀長谷雄を副使とし、天皇の寵臣源昇・藤原忠房等を挙って遣唐使を組織せられたが、時恰も大陸は哀唐の世であったから、敢えて、遣唐船難破全滅の危険を犯すまでもあるまいと判断した道眞は、その年の七月廿二日、太宰府から送達された在唐の留学僧中灌の報告を副え、九月十四日、奏状を奉つて、遣唐使の停止を議せられむ事を乞い、同月卅日、道眞の建議は容れられて、以後、遣唐使の発遣は停止されることとなったのである。

そこで宇多天皇は、先帝光孝天皇が企てられた朝儀の勵行と和歌再昌との復古維新策の中、和歌再昌の文化政策を政治改革の根幹に据える事とし、これ亦、一切を菅原道眞の采配に委ねる事とされたのである。

そこで先ず道眞が案出したのは、奈良時代の『万葉集』に倣って、勅撰の歌集を企画し、公家官僚貴族達の名譽欲に懇えて、和歌の詠作に関心を集中する事であった。それには先ず、和歌の優劣を識別する批判力を養わねばならない。時恰も仁和年間において、民部卿在原行平が試みた『在民部卿家歌合』なるものがあった。行平は業平の異母兄であったが、清和・陽成・光孝三朝に催された相撲節会に、最も頻繁に相撲司に選ばれていた。言わば相撲通の公卿であり、かつ詠歌

にもすぐれた才能のあった人物である。しかも、我国最古の『民部卿家歌合』の構成は、郭公題十番二十首と恋題二番四首の計十二番二十四首であって、これは相撲節会における別当を除いた相撲司十二番二十四人の侍臣の数と一致している。恐らく行平は、相撲の形式を摸して和歌を闘わせる遊びの新様式を考案した最初の人物かと思われるのであるが、そう言えば、歌合の「合」の字には、「合戦」と同じく切尖を交えて闘う意が備わっているのである。「歌合」即ち「闘歌」であれば、相撲通の歌人行平が、節会相撲の様式を摸して「歌合」という文芸競技を案出した事も決して不自然ではない。

和歌再昌の機運を盛り上げる為には、勅撰の歌集に、自詠の作品が入撰するという名譽欲を刺激するのが捷徑である。その勅撰歌集を編纂する為には、秀歌を撰ばねばならない。秀歌を撰び出す為には、和歌作品の優劣を識別する批判力を養わねばならない。

そこで『在民部卿家歌合』に倣って、秀歌を撰出する為に、宇多天皇の御意向を受けて催されたのが、寛平五年九月以前成立の『寛平御時后宮歌合』と『是貞親王家歌合』とであり、その結果、勝歌を上巻に、負歌を下巻に収めたのが、道眞編纂の『新撰万葉集』であった。

『新撰万葉集』とは、道眞の命名であろうが、皇威讚仰の万葉の世の復活を願っての和歌再昌の政策が、そこには読み取れるし、既に判読不能となった古万葉仮名を捨てて、道眞

自撰の新万葉仮名を用いて和歌本文を記し、勝歌を収めた上巻には、各歌の歌意を七言絶句の詩に漢訳して、各歌の左に書き添えて歌意の理解に便を計るという道眞の気配りを見て、平安遷都以来、漢学一辺倒の男子貴族社会に和歌を復活させるという事が、如何に難事業であり、宇多天皇の和歌再興策を忠実に実践した道眞の苦心が如何に多大なものであったかが知られよう。

しかも、宇多天皇・菅原道眞両者は、最初の試みとしての『新撰万葉集』が完成するや否や、本命の勅撰和歌集の選出に取りかかったのである。恐らくその為には、『続万葉集』という名が用意されていたと推察されるが、寛平五年九月廿三日『新撰万葉集』撰進の後、間もない翌年正月に、宮廷侍臣の全てに自詠歌集献進の詔勅が道眞から発せられた。その貴重な証拠として、大江千里の献進した『句題和歌』が、群書類従に収められて、広く知られているのである。その序文には、

臣千里謹言。去二月十日、参議朝臣伝勅曰、古今和歌多少献上。奉命以後、魂神不安臥。重病延以至今。臣儒門餘孽、側聽言詩、未習艷辞。不知所為。今臣纔搜古句、構成新語、别亦加自詠十首。惣百廿首。悚恐震懼、謹以舉進。豈求駭目。只欲解頤。千里誠恐誠懼謹言。

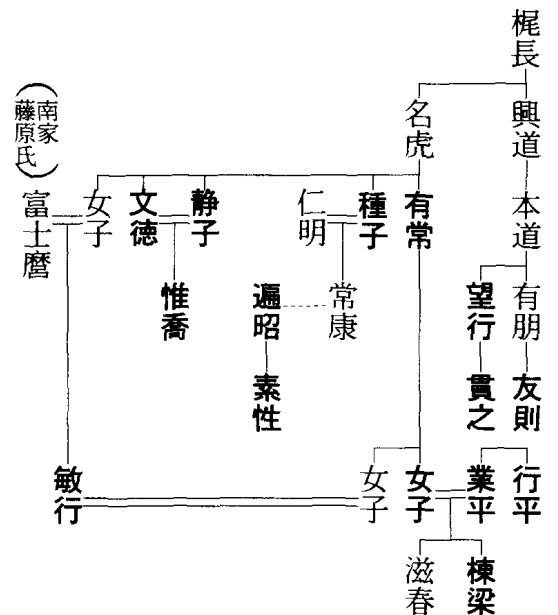
寛平六年四月廿五日 散位從五位上大江朝臣千里

とあるのは、我国の和歌史を考えるのに、大変貴重な記録であった。大江千里といえば『小倉山莊百人一首和歌』に入れられて人口に膾炙している「月見れば千々に物こそ悲しけれ我が身一つの秋にはあらねど（是貞親王歌合・古今集卷四）」の一首によって、練達の歌人という印象を我々は持っているが、宇多天皇の詠歌献進の詔勅を道眞から受け取った当人としては、儒学専一の身として、日常詠歌の習わしはないので、漢詩の五言・七言の句を選んで、これを和訳したものを百首（類従本には百十四首）と自詠述懐の和歌十首（類従本には十一首）とを併せて献進したのであるから、光孝天皇に始まった和歌再昌の復古維新も前途多難なものがあったと言えよう。その意味でも、『是貞親王家歌合』『寛平御時后宮歌合』と、二度の撰歌機関としての歌合の開催は、公家貴族社会に大きな反響を呼んだものと思われる。

寛平五年<sup>三八九</sup>推定二六歳、既に壮年に達していた貫之の和歌は、現存する文献資料の範囲内で、『后宮歌合』に七首、『親王家歌合』に二首、『新撰万葉集』に四首（上巻には一首）が見出だされるのみであるから、従兄の友則の歌が、『后宮歌合』に一四首、『親王家歌合』に二首、『新撰万葉集』上巻に十一首見えるのに比べて、友則を斉衡三年<sup>六八五</sup>生の、貫之より千支一巡の年長者としても、和歌の世界にあっては、貫之は大きく友則に差を付けられていたものと言わねばなるまい。

成程、桓武・平城・嵯峨と続いた平安朝初期の漢学一辺倒の世相の中にあつて、貫之の曾祖父興道の名は「国<sup>ニ</sup>有<sup>ラ</sup>道<sup>ノ</sup>其言<sup>ヲ</sup>足<sup>ル</sup>以<sup>テ</sup>興<sup>ス</sup>」(『中庸』第二十七章)、祖父本道は「君子<sup>ハ</sup>務<sup>ム</sup>本<sup>ヲ</sup>。本立<sup>テ</sup>而<sup>シテ</sup>道生<sup>ズ</sup>」(『論語』学而第一)、父望行は「行<sup>ハ</sup>帰<sup>ル</sup>于周<sup>ニ</sup>万民<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>望<sup>ム</sup>」(『詩経』小雅二『礼部』緇衣第卅三)、伯父有朋は「有<sup>リ</sup>朋<sup>自</sup>遠方<sup>ニ</sup>来<sup>ル</sup>不<sup>レ</sup>亦<sup>シ</sup>楽<sup>シ</sup>乎<sup>」</sup>(『論語』学而第一)、従兄友則は「一人<sup>ハ</sup>行<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>得<sup>ル</sup>其友<sup>」</sup>(『易経』四十一『同』繫辞下)、祖父の従弟有常は「抱<sup>ク</sup>闕<sup>ヲ</sup>擊<sup>ツ</sup>析<sup>ス</sup>者<sup>有</sup>常<sup>」</sup>職<sup>」</sup>(『孟子』卷三十万章章句下)、更に貫之自身も「吾道<sup>一</sup>以<sup>テ</sup>貫<sup>ク</sup>之<sup>」</sup>(『論語』里仁第四)「予<sup>一</sup>以<sup>テ</sup>貫<sup>ク</sup>之<sup>」</sup>(『同』衛霊公第十五)と、漢籍から撰ばれているように、一家を挙げて漢学一辺倒の時粧に心酔していたのであるから、光孝・宇多二朝に始まった、しかも当代随一の漢学者たる道眞の推進する和歌再昌の政策というものは、紀氏にとつても、まことに唐突なものと受け取られたに違いない。

しかし、幼少の頃から常に聞かされていた有常の談話によつて培われていた北家藤原氏の撰闕政治に対する反撥の精神が、急遽貫之自らの心情を和歌再昌の新政策に共鳴せしめたのであろう。その点では、従兄の友則も同様であったかと思われる。そこで貫之が改めて自家の人脈を見返すと、



右のように、当時出色の歌人(太字)を網羅していることに愕然と覚醒すると同時に、曾て文徳天皇のご遺志を体して、北家藤原氏の撰闕政治に敢然と挑んでいた惟喬・業平・有常三人の遺志が、改めて貫之自身に宇多・道眞の和歌再興の大方針の重要性を再認識せしめたのであろう。

そこで、歌合という競技様式を用いて和歌の優劣を認識する批評意識を養成する方策、その上に立って勅撰和歌集編纂による名誉欲の刺激と、未だ無位無官の貫之自身には、自詠献進の詔勅は達せられていなかったかも知れないが、恐らく、元慶元年<sup>八六</sup>この世を去った有常が、手許に残されていた業平の詠草を貫之に与えていたとするならば、それは貫之自身にとつての豊かな滋養となつたものかと思われるし、それら

の遺稿を読み返して貫之が着想したのは、秀歌が詠み出される時の作者の環境心情に就いての具体的な説明、即ち一種の歌物語といふべきものが、詠歌熟達の為には、如何に有益な効果を齎すものであるかという、全く新しい角度の視点であったかと思われる。

所謂「歌物語」という範疇の作品は、こうした効果を期待して案出されたものであろう。そして、その嚆矢となったものが、現在作者不明のままに残されている『伊勢物語』なのであった。適々貫之自身『后宮歌合』や『是貞親王家歌合』に選歌された歌人としては、従兄の友則には勿論、藤原敏行・壬生忠峯・藤原興風らよりも大きく遅れてはいたが、幸いにして業平及びそれに関連する先人の詠草は、豊富に有常から伝授されていたに違いない。現存する定家本『伊勢物語』百二十五段二百一首の和歌の中、業平の作と見られるものは、

|     |     |     |     |     |     |     |          |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1   | 3   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10       | 11  | 12  | 13  | 23  | 25  | 29  | 33  | 34  | 36  | 40  | 56  | 62  | 68  | 77  | 78  |
| 79  | 83  | 84  | 85  | 86  | 88  | 89  | 90       | 94  | 97  | 99  | 101 | 102 | 107 | 110 | 116 | 118 | 123 | 127 | 129 | 131 | 136 | 138 |
| 139 | 140 | 143 | 144 | 145 | 147 | 149 | 151      | 154 | 157 | 159 | 162 | 163 | 166 | 172 | 174 | 176 | 177 | 179 | 180 | 183 | 185 | 186 |
| 188 | 208 | 211 | と、  | 七十一 | 首   | 七十二 | 段に及んでいる。 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |

この他、業平と縁の深い人物が登場する章段は、有常Ⅱ一六・一七・三八・八二、惟喬親王Ⅱ八二・八三・八五、有常女Ⅱ一九、友則Ⅱ五〇、惟喬妹怡子内親王Ⅱ六九、行平女Ⅱ七九、業平母Ⅱ八四、行平Ⅱ八七、滋春母Ⅱ九四、敏行Ⅱ一〇七、貫之Ⅱ一〇八、望行（茂行）Ⅱ一〇九の十五段である

が、百二十五段の中、半ばを超える七十二段が業平当人を主人公とし、その縁者を加えれば、八十七段、三分の二に及ぶのであるから、そこに、貫之と貫之の父望行の歌が各一首混っていることも、貫之を『伊勢物語』の作者と考える時には、ある意味で、身鼻肩のご愛嬌と見る事が出来るのではなからうか。

『土佐日記』においては、『伊勢物語』から引用した八十二段の重要な登場人物三人の中、貫之の祖父の従兄にして、幼少の頃には散々眼をかけて貰った有常の存在を除去する程に、官職志願の申し文としての効果の為には、忠平・実頼・師輔ら撰関家父子に憚らざるを得ない貫之であったが、それより四十年前昔、壮年期の貫之が、宇多天皇と右大臣道真との和歌再昌政策に随順して、『伊勢物語』を創作執筆した時には、業平のロマンを、秀歌生成の温床として、憚る所なく記述したことであろう。但しそれは、飽くまでも和歌の世界に限られたことであつたから、気骨隆々たる快男児業平の眞骨頂には觸れていない。『三代実録』元慶四年五月廿八日条の筆者は、業平の卒去を報じた文章の中に、「業平体貌閑麗、放縦不拘。略無才学、善作倭歌」と、その為人を紹介している。その中の「放縦不拘」の句を、通説が風紀を紊す好色者の意に解しているのは誤りである。六国史最終の正史として、謹直此上なく監修された文献に、そのような不謹慎な文辞を残す筈がない。在中平中と好色者の双璧に俗伝され

る平貞文も父好風の素行不良を負わされた冤罪であったし（一九五九年十月刊拙著『平中全講』第三部論考）、まして稀代の硬骨漢業平に到っては論外の沙汰である。「放縦不拘」とは、世俗の権勢に憚る事なく、自己の信念の命ずるまま大胆に行動する硬骨漢であったことを指しているのである。つまり、文徳天皇の惟喬讓位の希望が潰えた後、業平が都を捨てて東国に流浪した行状が、その「放縦不拘」に相当する。では、業平は何を目的として東下りをしたのか。それは俗説に見るように、月並な失恋の痛手を癒す為という些末な理由ではあり得ない。恐らく、文徳天皇の遺志を継いで、惟喬親王を皇位に即ける為には、撰関藤原氏に対抗する為の莫大な財力の必要を感じたからであろう。桓武——平城——阿保——業平と、四代の祖桓武天皇が、長岡・平安二京の二大建設事業を遂行する為には、桂川流域の湿地開拓に成功して、巨富を築いた秦氏の財力を利用されたことを思い起こしたのであろう。当時は、既に東国武蔵の原野を開拓していた帰化人の財力を活用しようと思いついたのではあるまいか。徳川鎖国以後、全く視野狭少となった近代の日本人とは違って、往古人口一千万程度の、豊かな瑞穂の国に生活していた日本人は、外来の異邦人に対して極めて開放的であった。というよりは寧ろ大陸からの移民を歓迎し、その進んだ農業・工業の技術を吸収する為には、未開地の開拓を帰化人の思うがままに委せ、租税をさえも免除するという寛容さであった。桓武

天皇は、その秦氏の財力を活用されたのであり、その功績によって、秦氏の祖伊呂俱を祀って、伏見に稻荷神社を設立することさえ許されたのである。この点に関しては、近年開国した軍国主義の日本政府が、ソウル・タイ・ペイ等に、朝鮮神宮・台湾神宮を建立し、元来無縁新付の民に礼拝を強要した愚かさとは天地霄壤の差があったというべきである。

余談はさて置き、業平は、当時の帰化人が広大肥沃な武蔵野を開拓して莫大な富を蓄えているであろう事を想い、曾祖父桓武天皇の故事に倣って、その財力を活用すべく、東下りを敢行したのであるかと考える事が、『三代実録』の「放縦不拘」の表現にふさわしいと考えるのであるが、如何であろうか。

『伊勢物語』の中では、七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・六九と、十段に亘って、東国下向にかかわる説話が残されているが、最も具体的な記述が見られるのは第九段である、しかしその前の第八段に、信濃の国、浅間の嶽の噴煙を眺めての歌のある事が、後世の読者を大いに惑わせている。何しろ、東海道を下って、武蔵と下総との境に流れる隅田川に到る途中で、遙か北方の浅間山の煙が見える事はあり得ないからである。猶、第一〇段には、武蔵の国入間の郡三芳野の里で、土地の娘と結ばれた記事があるが、帰化人の財力を利用する為には、一つの地点に腰を据えて工作を進める必要があったのであろう。その附近に現存する地名

の中、福生は福建省出身者の開拓地、越生や越辺川などは浙江省（越）出身者の開拓地としてその名を生じ、高麗川は、半島出身者によって付けられた名かと思われる。更に、武蔵国児玉郡の児玉から上野国藤岡へ抜ける地点に残されている元阿保という字名も、或いは業平の父阿保親王の食邑などに由縁があるかも知れないが、撰関藤氏に対抗する大きな野望を抱いて東下りした業平であるから、帰京するにも往路と同じ東海道を引き返すという無駄なことはせず、より見聞を広める為に、帰路は東山道を利用したのであろう。上野の国で、碓氷峠を越えて信濃の国にはいった業平の眼を先ず惹き付けたのが、浅間の嶽に立つ噴煙であったかと思われる。

『伊勢物語』の中で、東海道から浅間の煙が眺められたり、遙か陸奥に下って塩釜の絶景を眺めたとか、年齢差もあって到底史実とは思われない長良女二条后高子や良房女染殿后明子とも通じ合ったなどという架空の記事を加えているのは、硬骨漢業平の実体を隠匿する為にした貫之の配慮であったかも知れない。

もしこの推論が当たっているならば、寛平六年以後に成立した『伊勢物語』の作者としての貫之の文名は急上昇し、一時は紀氏の恢興も夢ではないと希望に胸を膨らませたであろう貫之であったが、好事魔多しとはこの事、昌泰四年<sup>九〇</sup>正月廿五日、従二位右大臣右大将菅原道眞が讒言に遭って太宰府に流され、既に位を醍醐天皇に譲っていられた宇多上皇は、

十七歳の醍醐天皇と三十一歳の左大臣時平と若い者同志の連繫に遮られ、貫之の紀氏恢興の夢は水泡に帰したのである。

但し、父帝の『寛平御遺誠』に背いて道眞を追放した醍醐天皇は、せめてもの不孝の罪亡ぼしに、勅撰和歌集編纂の事業だけは積極的に進められたが、その撰者の員に、御書所預の貫之も、友則・忠峯・躬恒ら歌壇の先輩と共に加えられ、延喜五年<sup>九〇</sup>四月十五日に一旦歌集が上奏される運びとなった。恐らくこれには、『新撰万葉集』撰進の道眞の遺響が色濃く残っていたのであろう、紀淑望作と俗伝には誤っているが、四人の撰者の中でも最も漢詩文の教養が豊かであった貫之の担当した眞名序が添えられていた。現存の眞名序には「名<sup>ツケテ</sup> 曰<sup>フ</sup>古今和歌集」と記されているが、その前文に「各<sup>々</sup> 献<sup>ツク</sup> 家集并<sup>ヒ</sup> 旧歌<sup>ヲ</sup> 曰<sup>フ</sup> 続万葉集」とあるので、実は、寛平六年以来の事業の経過を受けて、下文にも「名<sup>ツケテ</sup> 曰<sup>フ</sup> 続万葉集」とあったものかと思われる。しかし、その『続万葉集』に眼を通された醍醐天皇は、その漢臭の強さを不満とし、併せて道眞追放の不孝の埋め合わせをしようとの心からであろう。直ちにこれを却下して、改めて四月十八日、より国風を濃厚にした『古今和歌集』撰進の詔勅を下されたのである。

以来、貫之は、従兄友則の卒去を境として、編纂事業の筆頭責任者となり、序文も仮名序に改めたが、『古今和歌集』完成の期日が何時であるかは判らない。現存本には『延喜十三年三月十三日亭子院歌合』の和歌が三首入集しているよう

に、随分後年まで手直しの作業は続いていたのであろう。しかも延喜廿二年二月九日付の大納言藤原清貫の宣旨（『類聚符宣抄』卷四）にも、貫之が猶、御書所預の職に停っていた事が知られるし、延長八年<sup>九三</sup>正月、貫之が土佐守に任じてから、九月廿八日醍醐天皇が崩御されるまでの間にも、中納言藤原兼輔を通じて、『万葉集』以後の秀歌一千首を撰び、更にその中から玄のまた玄なるものを抽撰して進上せよとの詔勅を賜わり、土佐在国中に完成したのが『新撰和歌』四卷であったという状況であるから、延喜歌壇の第一人者とは云いながら、土佐守着任以前の兼職はすべて御書所預の職俸の乏しさを補う為の名目上の兼任に過ぎなかったかと思われる。曾て宇多天皇・菅原道真協力の和歌再昌に拠る撰関政治抑圧策に欣喜雀躍して、和歌の道に半世紀の生命を賭けた貫之であったが、天慶八年<sup>九四</sup>九月、推定七八歳の生涯を畢る時の貫之の心境は、瀕死の床から源公忠に送った最期の歌「手に掬ぶ水に宿れる月影のあるかなきかの世にこそありけれ」そのままの虚しいものであったろう。

あと書きⅡ曾て拙著『土佐日記全注釈』（昭和四十二年八月角川書店刊）の解説「作者について一、貫之の家系と人間形成」<sup>四三</sup>に、「歌人業平に関する歌語りの数々を、貫之は、文字に読んだり世間の伝誦に聞いて知ったのではなく、すくなくとも有常から、時には業平自身の口から聞くことさえあったのであろう。その点に、貫之を『伊勢物語』の作者に擬する可能性さえ見出だされるのである」と述べたことがあった。唯今は、今寿の年に書き上げ、二〇〇〇年三月、

新潮選書として刊行された『紫式部の蛇足・貫之の勇み足』以来、筆を折って書机とも遠ざかっていたが、適々同居している理科系教員の末男洋と雑談のついで、在原業平英雄論と『伊勢物語』作者貫之説とに及んだ時、それは面白いから是非書き遺しておくようにと煽てられ、ついに進まぬ筆を執って、漸く書き上げたのが、この小稿である。

二〇〇二年五月三日

八十四  
萩 谷 朴